

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

#### 葛飾区条例第 4 号

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第63条第 1 項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第 2 条 法第63条第 1 項の条例で定める用途は、法第20条第 2 号及び第 3 号に定める建築物以外の用途とする。

(建築士が説明を要する建築物の規模)

第 3 条 法第63条第 1 項の条例で定める規模は、建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。）の合計が10平方メートルを超える規模とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた建築物の設計について適用する。